

## 国保の現況について

## 後期高齢者医療制度

約15兆円

- ・75歳以上
- ・約1,690万人
- ・保険者数:47(広域連合)

75歳

前期高齢者財政調整制度(約1,690万人)約7兆円(再掲) ※3

65歳

### 国民健康保険

(市町村国保+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、  
非正規雇用者等
- ・約3,480万人
- ・保険者数:約1,900

約10兆円

### 協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約3,830万人
- ・保険者数:1

約6兆円

### 健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約2,850万人
- ・保険者数:約1,400

健保組合・共済等 約5兆円

### 共済組合

- ・公務員
- ・約860万人
- ・保険者数:85

※1 加入者数・保険者数、金額は、平成29年度予算案ベースの数値。

※2 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約90万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1690万人)の内訳は、国保約1300万人、協会けんぽ約280万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人。

## 医療保険の各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成27年3月末)	1,716	1	1,409	85	47
加入者数 (平成27年3月末)	3,303万人 (1,981万世帯)	3,639万人 被保険者2,090万人 被扶養者1,549万人	2,913万人 被保険者1,564万人 被扶養者1,349万人	884万人 被保険者449万人 被扶養者434万人	1,577万人
加入者平均年齢 (平成26年度)	51.5歳	36.7歳	34.4歳	33.2歳	82.3歳
65～74歳の割合 (平成26年度)	37.8%	6.0%	3.0%	1.5%	2.4%(※1)
加入者一人当たり医療費 (平成26年度)	33.3万円	16.7万円	14.9万円	15.2万円	93.2万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (平成26年度)	86万円 一世帯当たり 144万円	142万円 一世帯当たり(※3) 246万円	207万円 一世帯当たり(※3) 384万円	230万円 一世帯当たり(※3) 451万円	83万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成26年度)(※4) 〈事業主負担込〉	8.5万円 一世帯当たり 14.3万円	10.7万円〈21.5万円〉 被保険者一人当たり 18.7万円〈37.3万円〉	11.8万円〈26.0万円〉 被保険者一人当たり 22.0万円〈46.3万円〉	13.9万円〈27.7万円〉 被保険者一人当たり 27.2万円〈54.4万円〉	6.9万円
保険料負担率(※5)	9.9%	7.6%	5.7%	6.0%	8.3%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助(※7)	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※6) (平成28年度予算ベース)	4兆3,319億円 (国3兆958億円)	1兆1,781億円 (全額国費)	381億円 (全額国費)		7兆6,368億円 (国4兆9,132億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を表す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

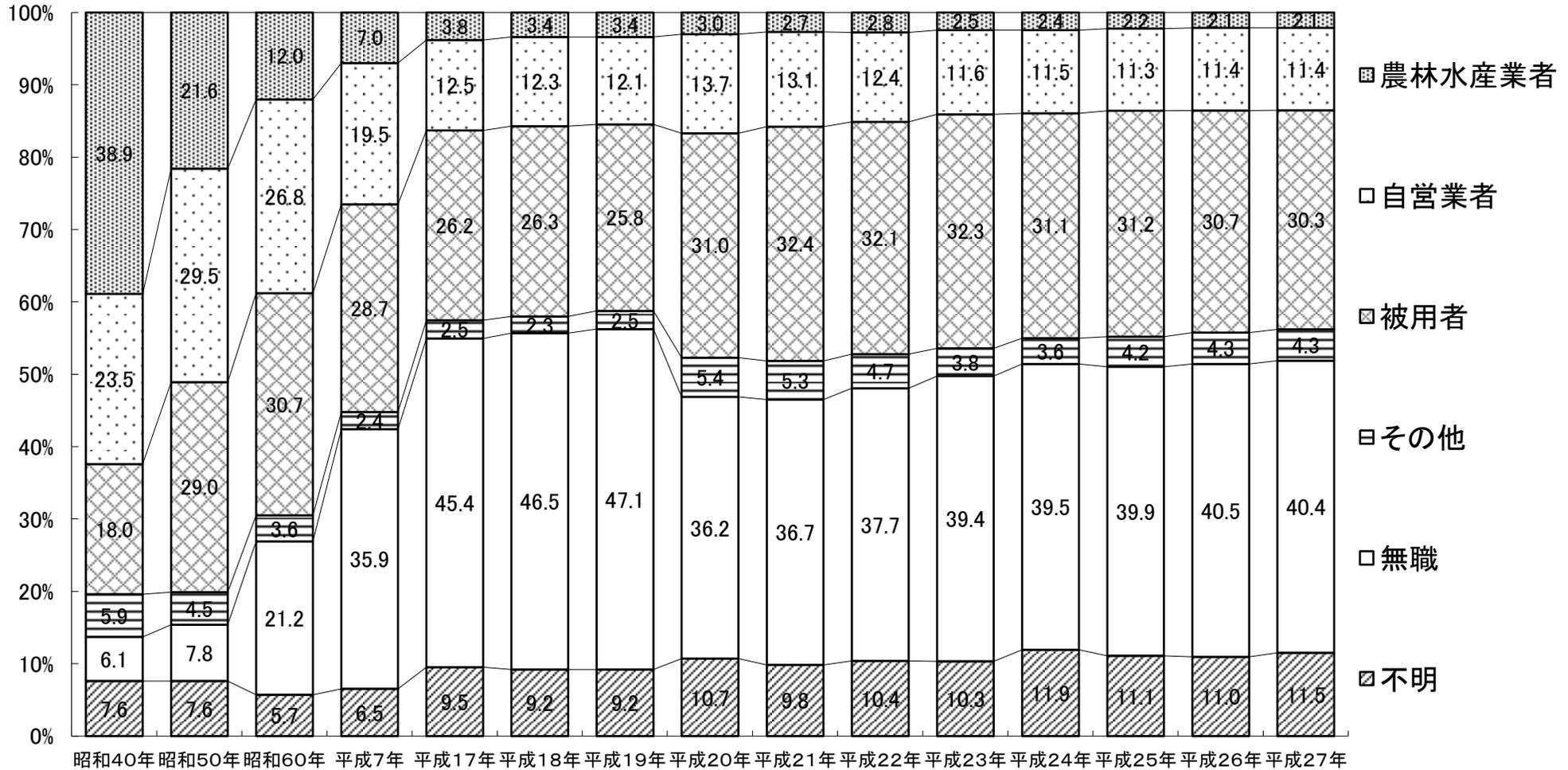
(※6) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(※7) 共済組合も補助対象となるが、平成23年度以降実績なし。

# 市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移

厚生労働省作成資料

- 自営業・農林水産業は、昭和40年代には約6割であったが、近年15%程度で推移。
- 年金生活者等無職者の割合が大幅に増加するとともに、被用者は約2割から約3割に増加。



(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

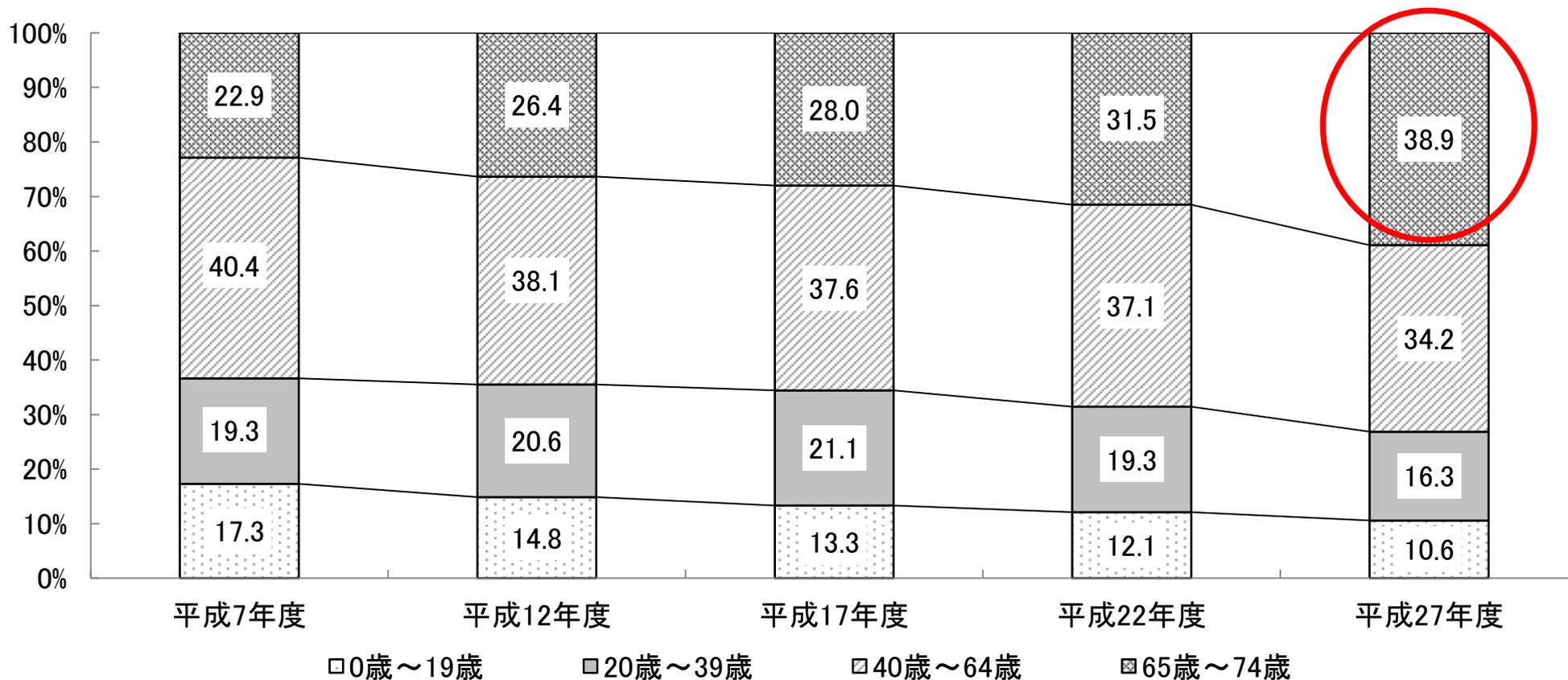
(注1)擬制世帯を含む。

(注2)平成20年度以降は後期高齢者医療制度創設に伴い、無職の世帯割合が減少していることに留意が必要。

# 市町村国保の被保険者（75歳未満）の年齢構成の推移

厚生労働省作成資料

被保険者数全体に占める、65歳から74歳までの割合が次第に増加し、平成27年度には38.9%となっている。



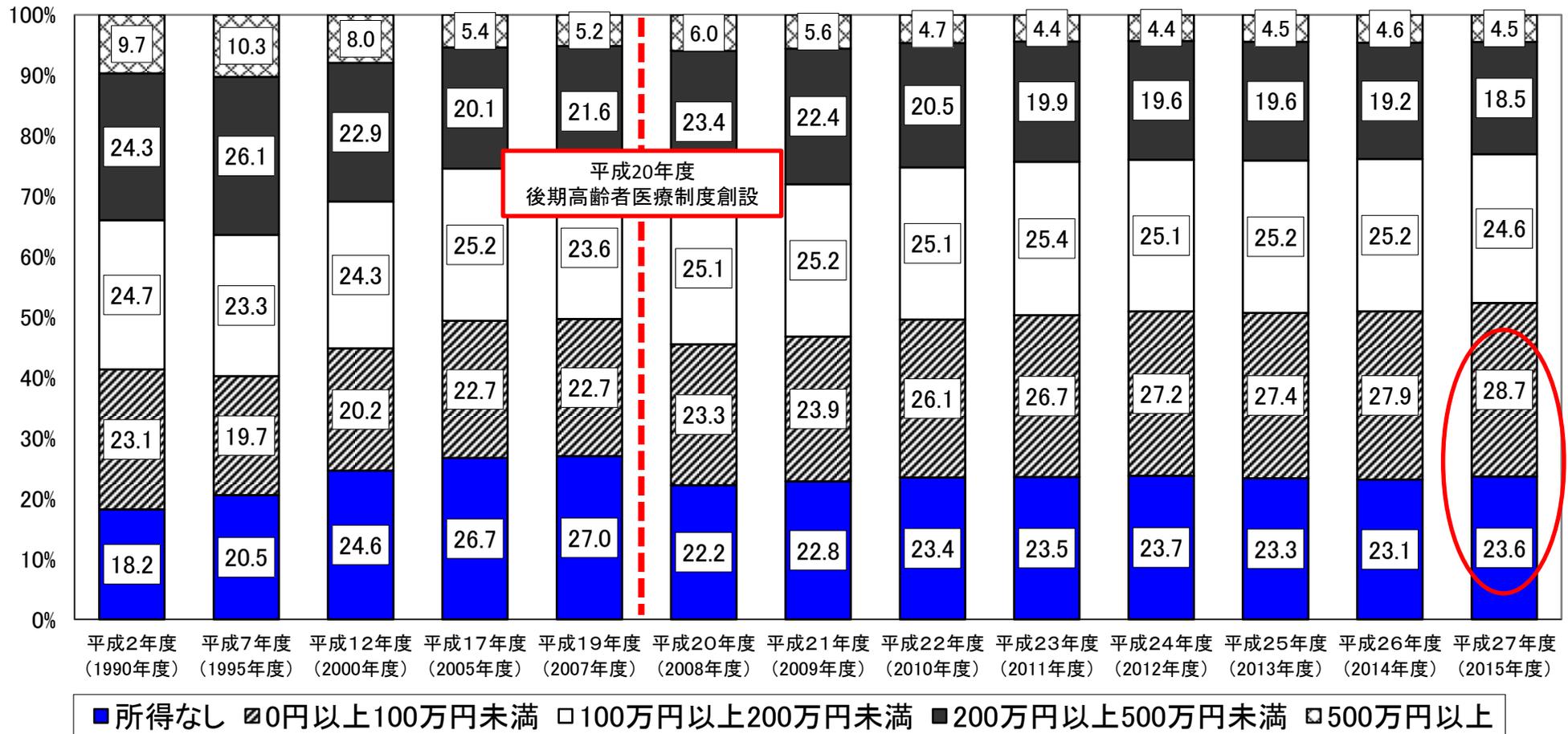
(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

# 世帯の所得階層別割合の推移

厚生労働省作成資料

平成27年度において、加入世帯の23.6%が所得なし、28.7%が0円以上100万円未満世帯であり、低所得世帯の割合は増加傾向にある。

※「所得なし」世帯の収入は、給与収入世帯で65万円以下、年金収入世帯で120万円以下。



(注1) 国民健康保険実態調査報告による。

(注2) 擬制世帯、所得不詳は除いて集計している。

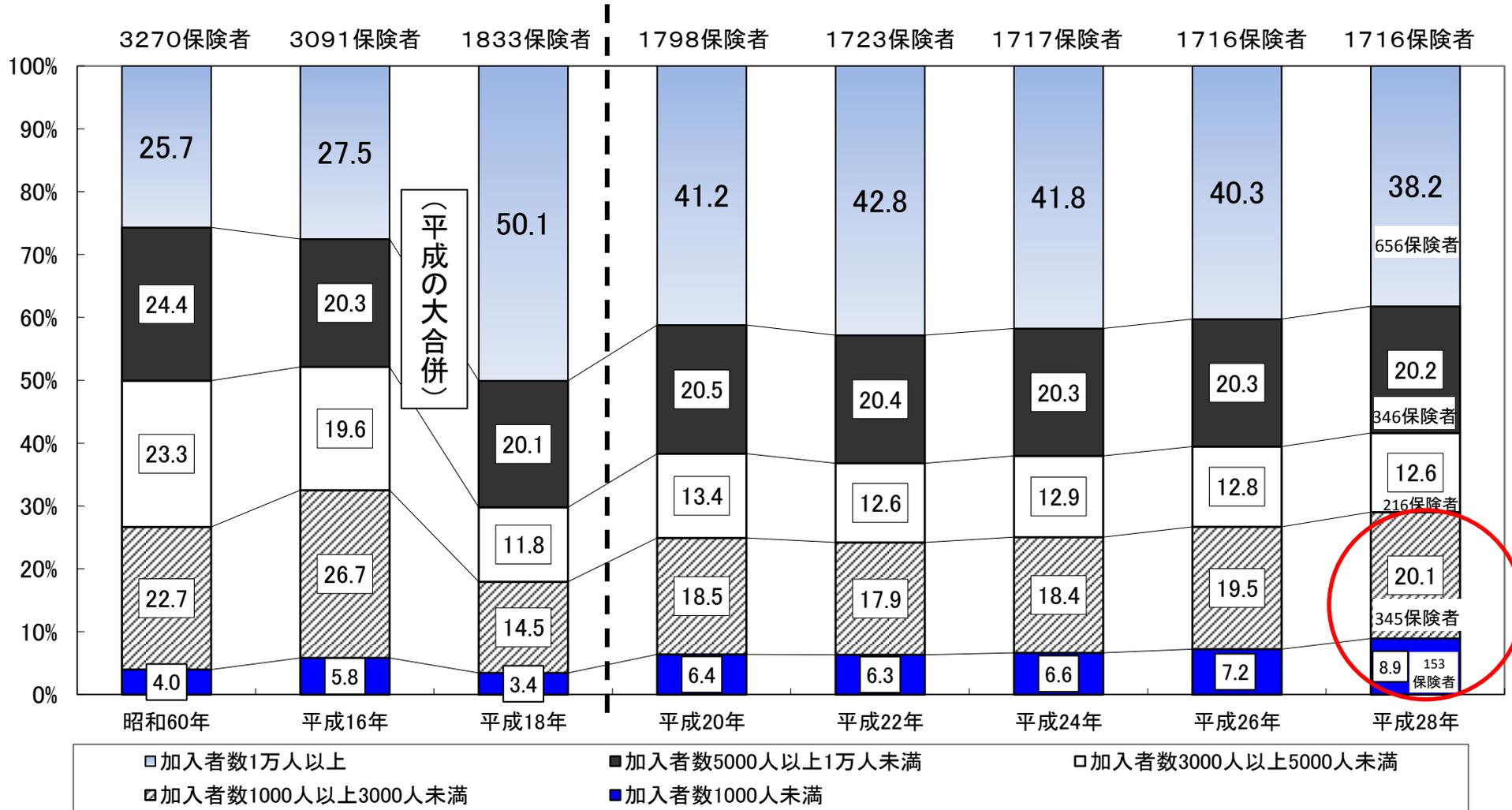
(注3) 平成20年度以降は後期高齢者医療制度創設され、対象世帯が異なっていることに留意が必要。

(注4) ここでいう所得とは「旧ただし書き方式」により算定された所得総額(基礎控除前)である。

# 保険者規模別構成割合の推移

厚生労働省作成資料

平成28年9月末時点で、1,716保険者中498保険者(約3割)が被保険者数3,000人未満の小規模保険者。  
 ※ただし、平成28年度の数值は速報値。



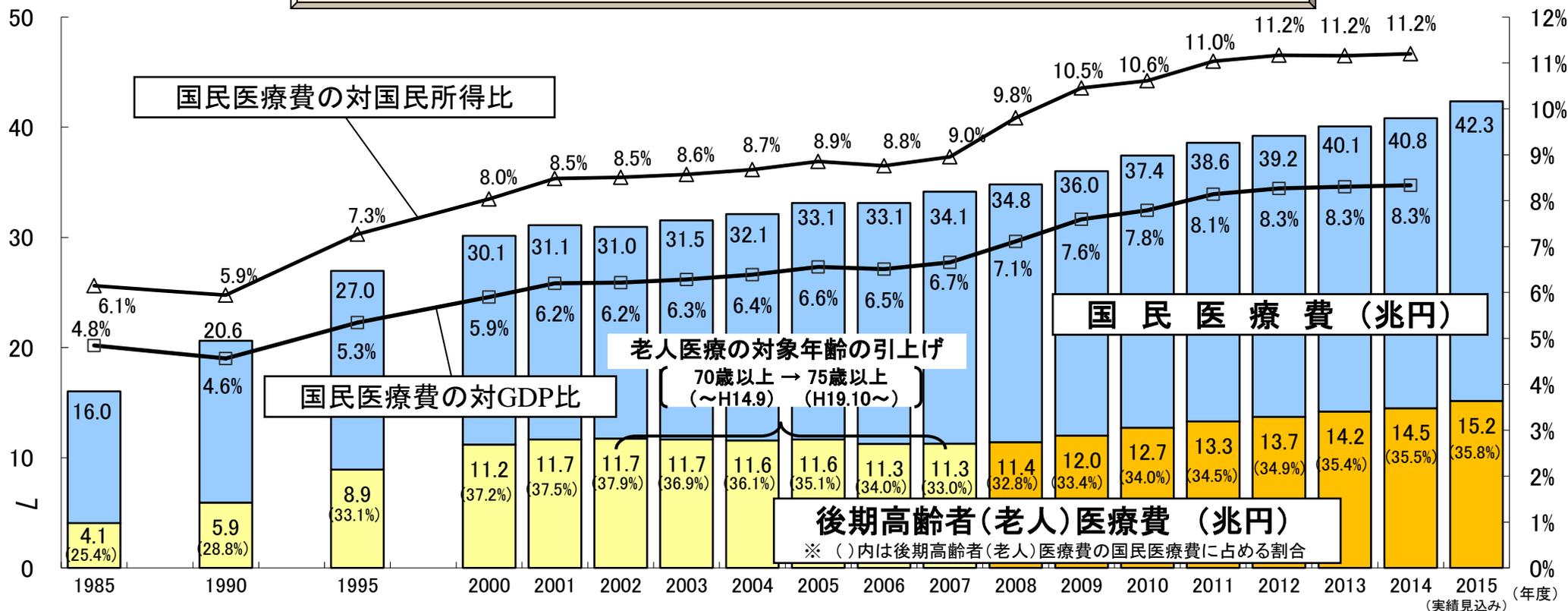
(出所):「国民健康保険実態調査」

(注)平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、被保険者数が減少していることに留意が必要。

# 医療費の動向

厚生労働省作成資料

(兆円)



(診療報酬改定)  
(主な制度改正)

- 0.2% (2000) 介護保険制度施行・高齢者1割負担導入
- ▲2.7% (2002) 高齢者1割負担徹底
- ▲1.0% (2003) 被用者本人3割負担等
- ▲3.16% (2006) 現役並み所得高齢者3割負担等
- ▲0.82% (2008) 未就学児2割負担
- 0.19% (2010)
- 0.004% (2012)
- 0.10% (2014) 70-74歳2割負担(※)

## <対前年度伸び率>

	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	(%)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.6	
国民所得	7.2	8.1	1.1	1.7	▲2.2	▲0.8	1.2	0.5	1.1	1.1	0.8	▲6.9	▲3.0	2.4	▲0.9	0.5	2.3	1.5	—	
GDP	7.2	8.6	1.8	0.8	▲1.8	▲0.7	0.8	0.2	0.5	0.7	0.8	▲4.6	▲3.2	1.4	▲1.3	0.0	1.7	1.5	—	

注1 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。

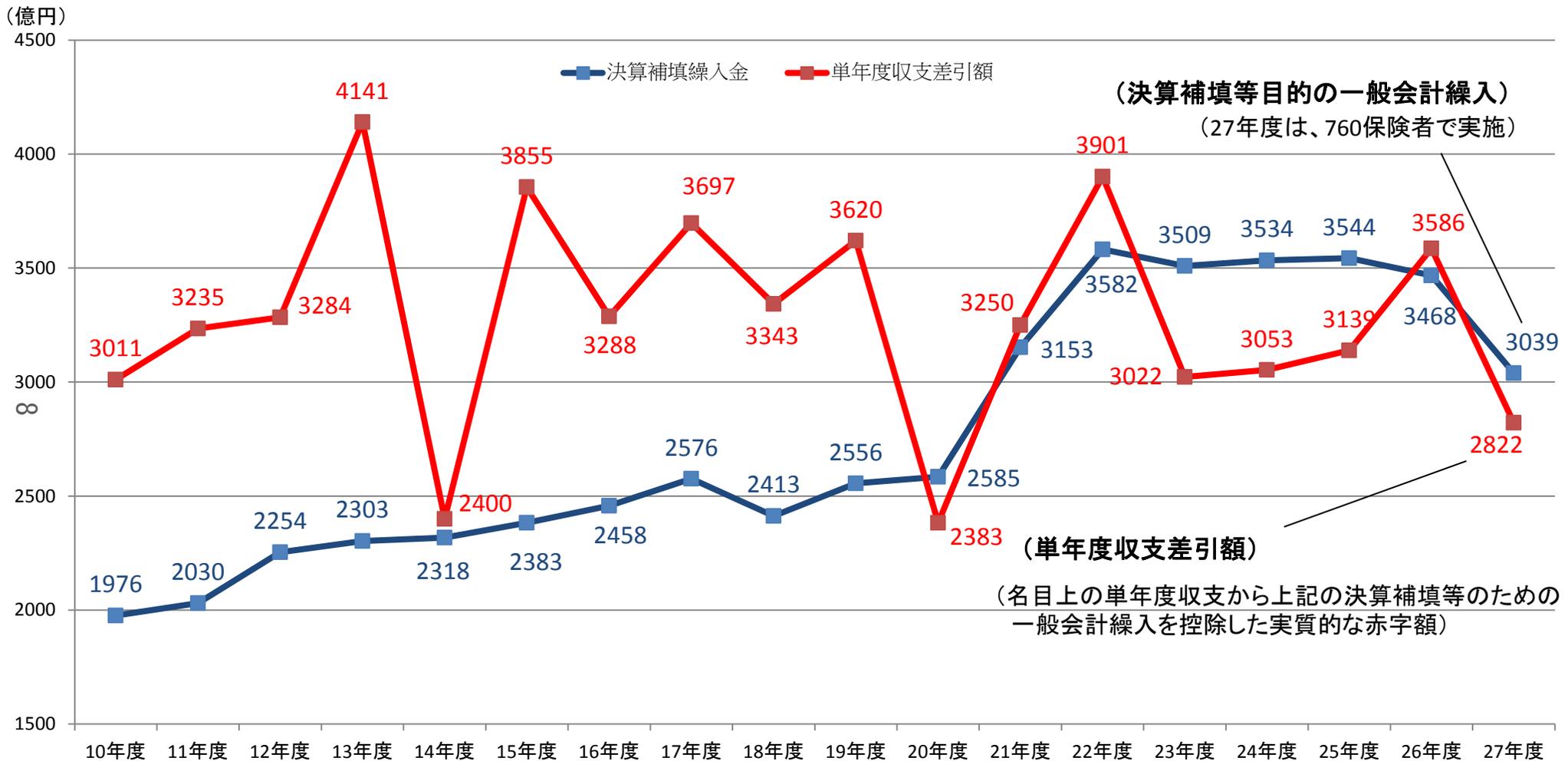
注2 2015年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2015年度分は、2014年度の国民医療費に2015年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。

※70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

# 市町村国保の財政収支の状況（推移）

厚生労働省作成資料

○単年度の収支は恒常的に赤字であり、決算補填等目的の一般会計繰入も行われている。



(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業実施状況報告書

(注1) 「決算補填等目的の一般会計繰入金」とは、「一般会計繰入金（法定外）」のうち決算補填等を目的とした額。

(注2) 単年度収支差引額は実質的な単年度収支差引額であり各年度いずれも赤字額。

(注3) 決算補填等目的の一般会計繰入金等は、平成27年度より定義を再整理している。

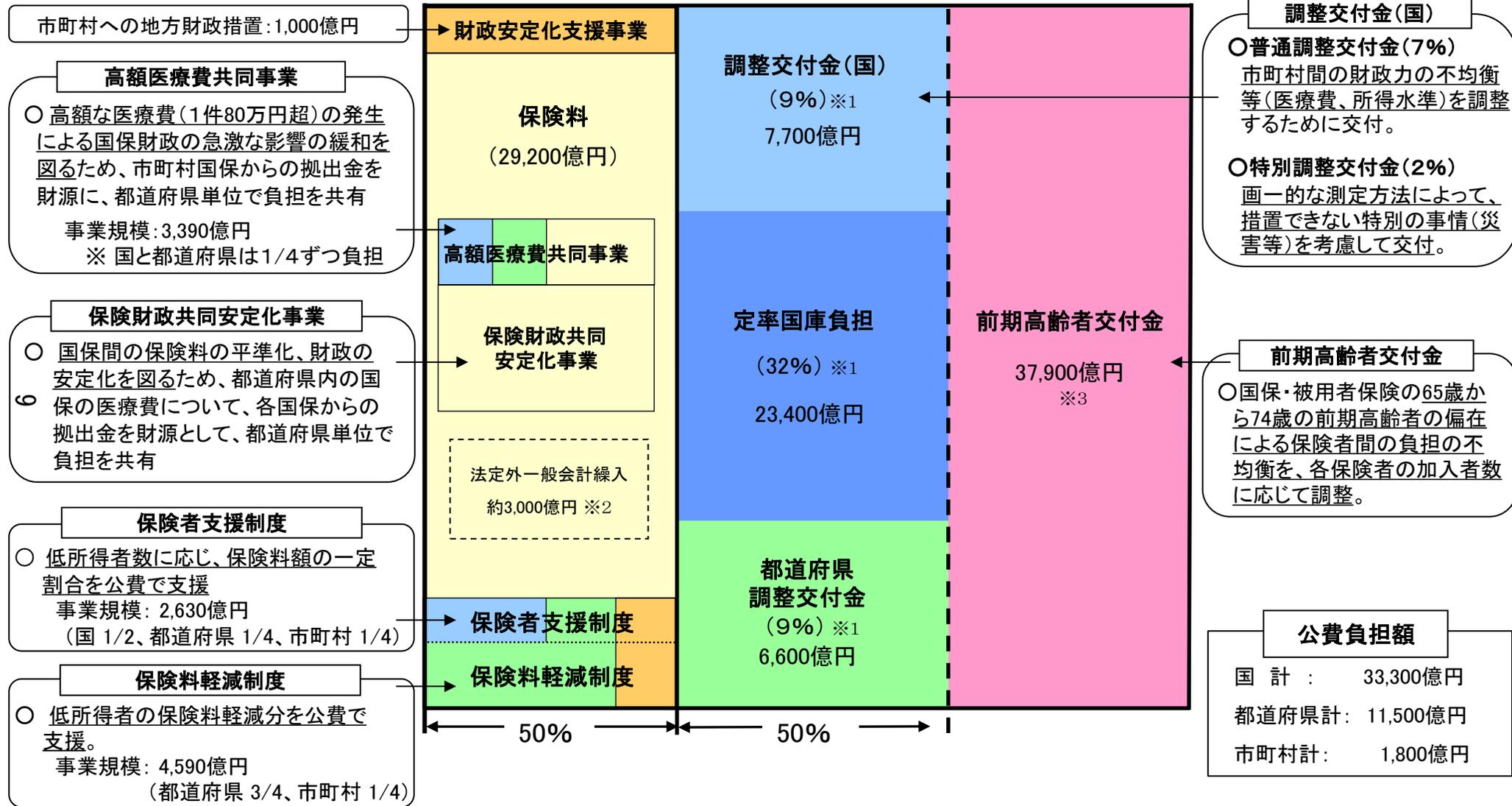
従前整理であれば、平成27年度の決算補填等目的の法定外繰入額は3,469億円、単年度収支差引額は3,252億円となる。

# 国保財政の現状

(平成29年度予算ベース)

医療給付費等総額： 約114,700億円

厚生労働省作成資料



※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある

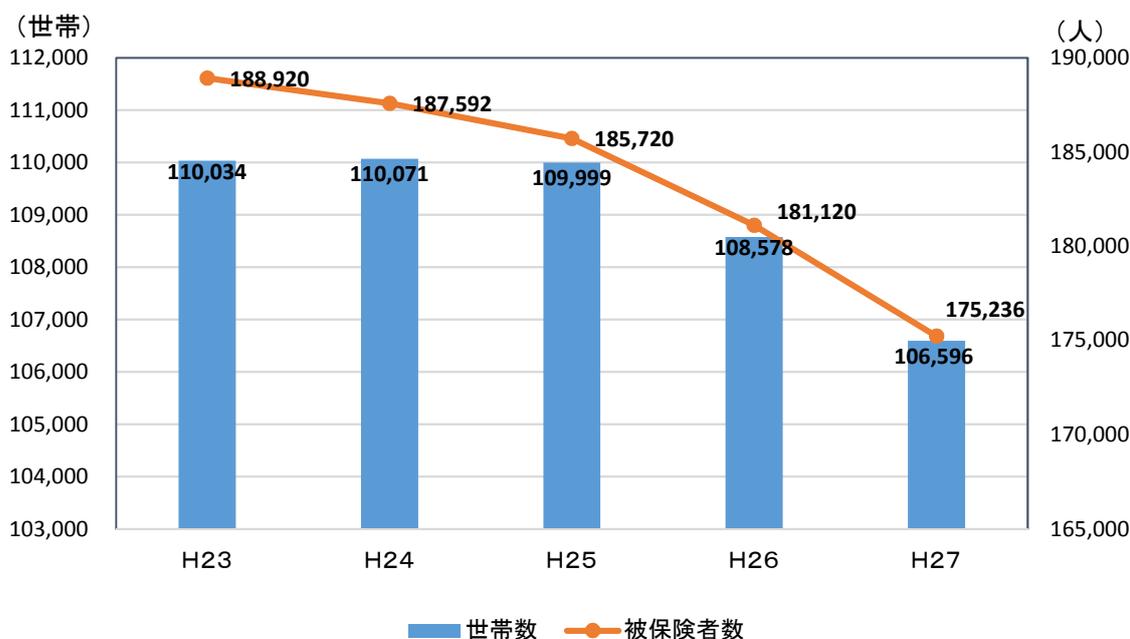
※2 平成27年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額

※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる

# 徳島県の国保の状況

## ① 被保険者数及び世帯数

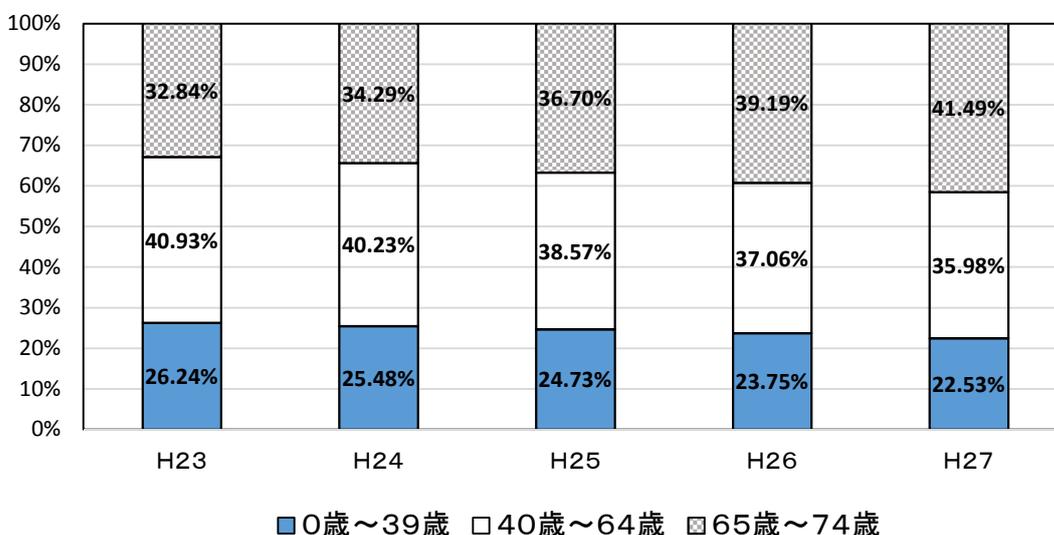
被保険者数、世帯数ともに年々減少傾向にある。



資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

## ② 被保険者の年齢構成

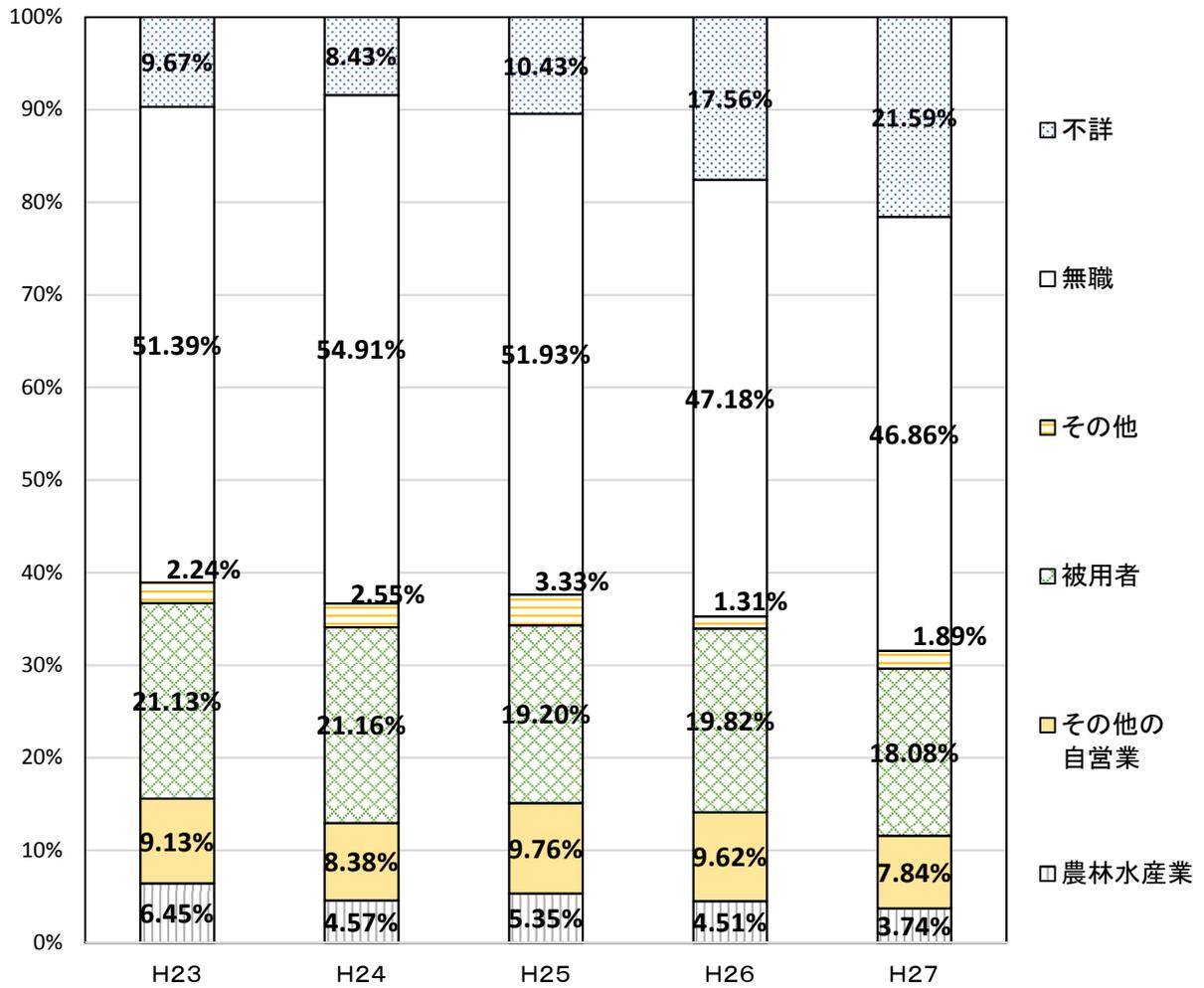
65歳から74歳までの占める割合が増加している。



資料：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

### ③ 世帯主の職業別構成割合

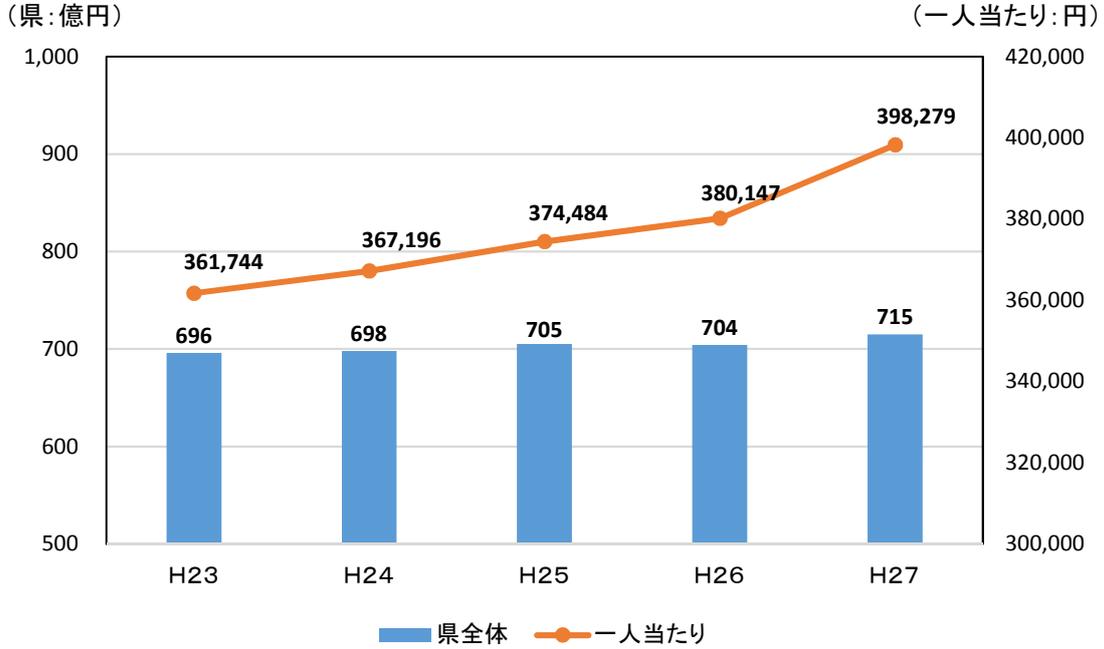
年金生活者等無職者、職業不詳の割合が増加している。



資料：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

#### ④ 医療費

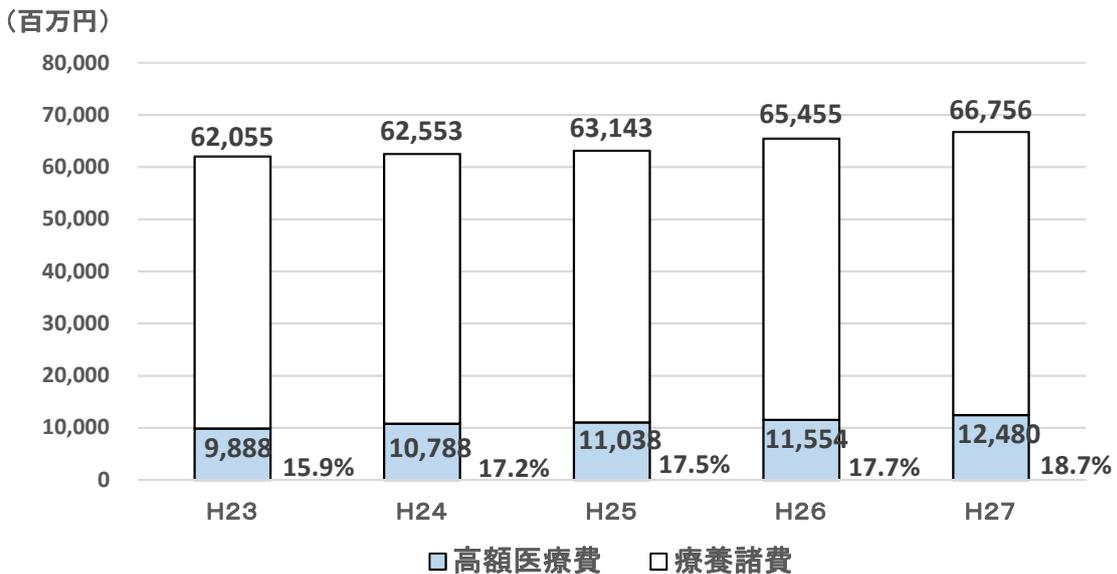
県全体の医療費の伸び以上に、一人当たり医療費が伸びている。



資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

#### ⑤ 高額医療費

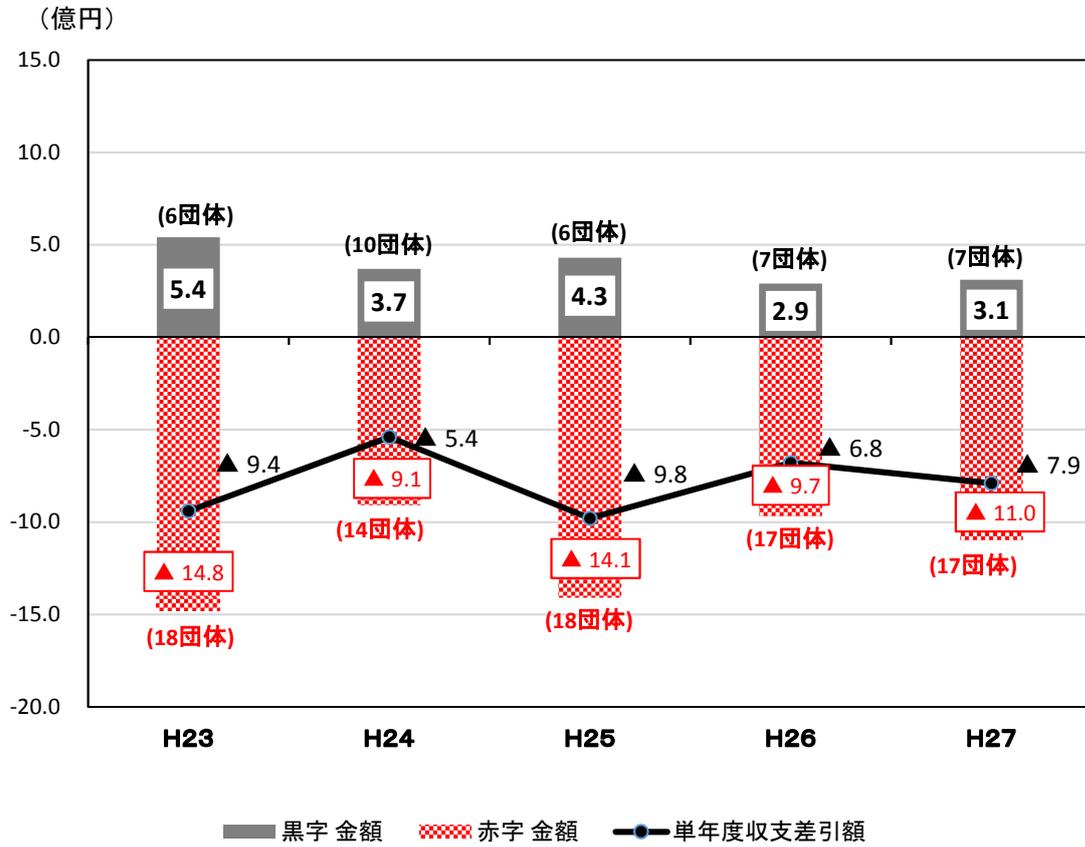
高額医療費の医療費全体に占める割合が増加している。



資料：徳島県国民健康保険団体連合会資料

## ⑥ 財政収支

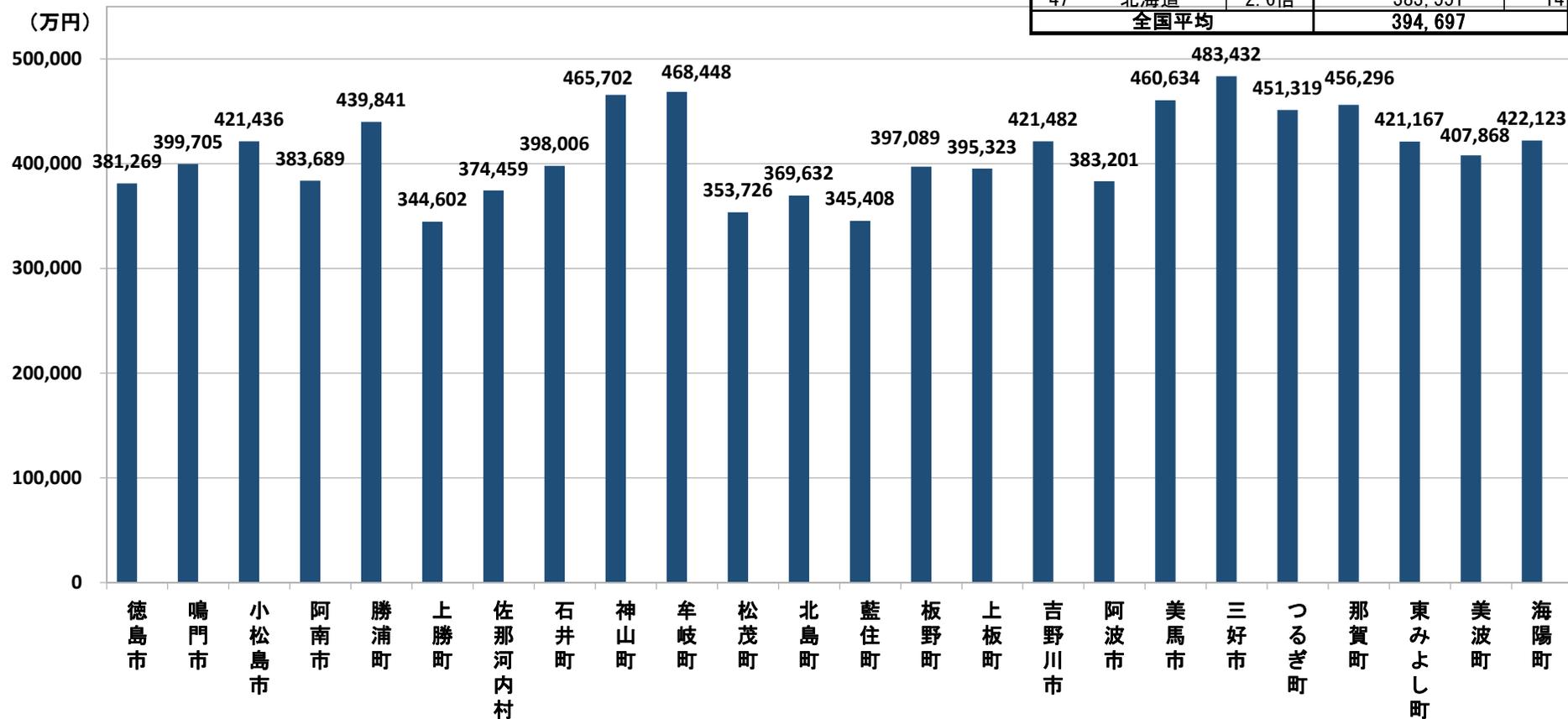
赤字保険者が多く、県全体の単年度収支差引額は赤字が続いている。



資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

⑦ 一人当たり医療費(平成27年度)

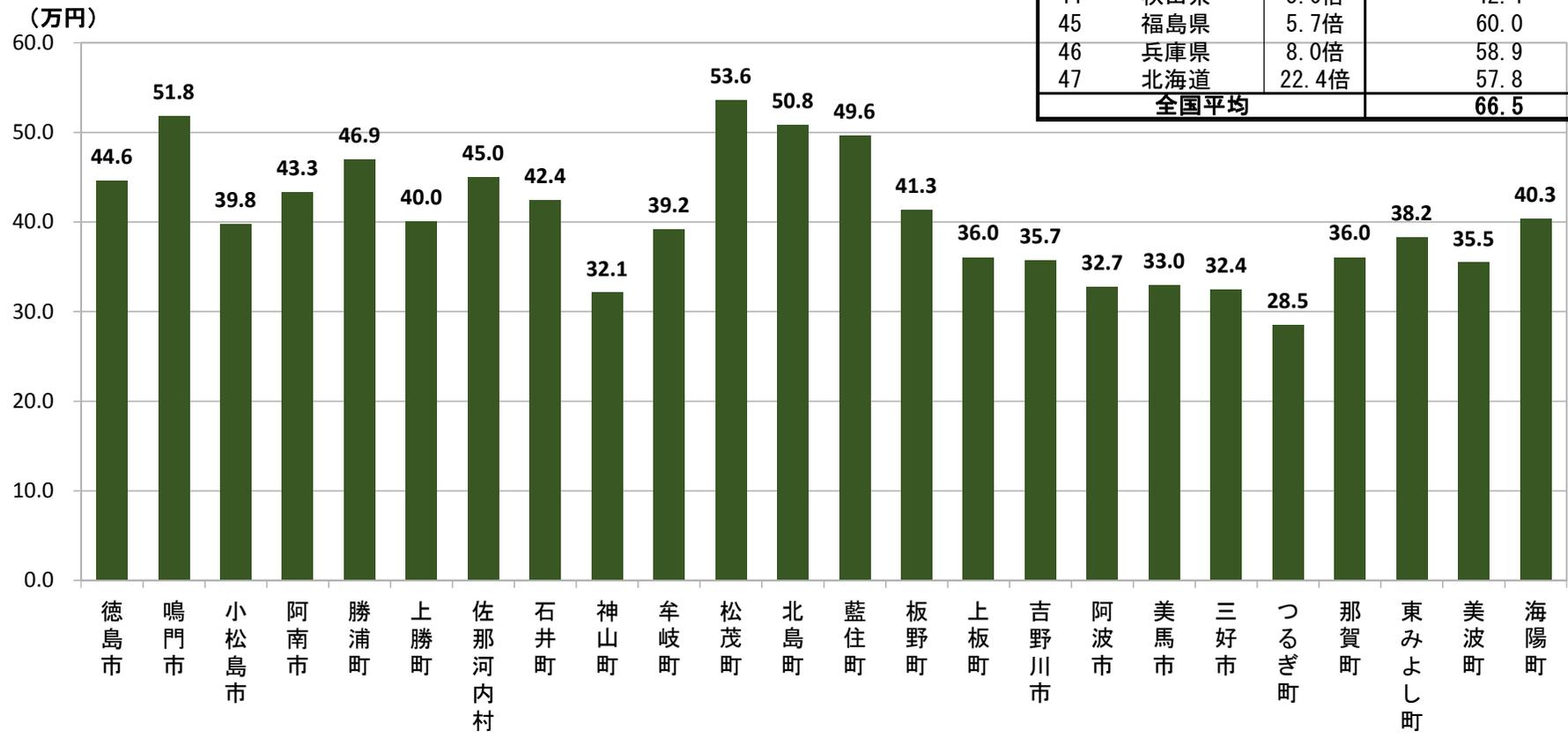
一人当たり医療費の市町村間格差(平成27年度)		格差	都道府県別一人当たり医療費(円)	
順位	都道府県		一人当たり医療費(円)	順位
1	滋賀県	1.2倍	354,135	30
2	静岡県	1.2倍	337,356	37
3	富山県	1.2倍	375,969	19
4	大分県	1.2倍	421,114	4
5	福井県	1.2倍	381,626	17
17	<b>徳島県</b>	<b>1.4倍</b>	<b>398,279</b>	<b>11</b>
43	群馬県	1.9倍	325,565	40
44	東京都	2.0倍	310,163	45
45	山梨県	2.2倍	340,817	36
46	長野県	2.2倍	343,102	34
47	北海道	2.6倍	383,551	14
全国平均			394,697	



資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

⑧ 一人当たり所得(平成26年)

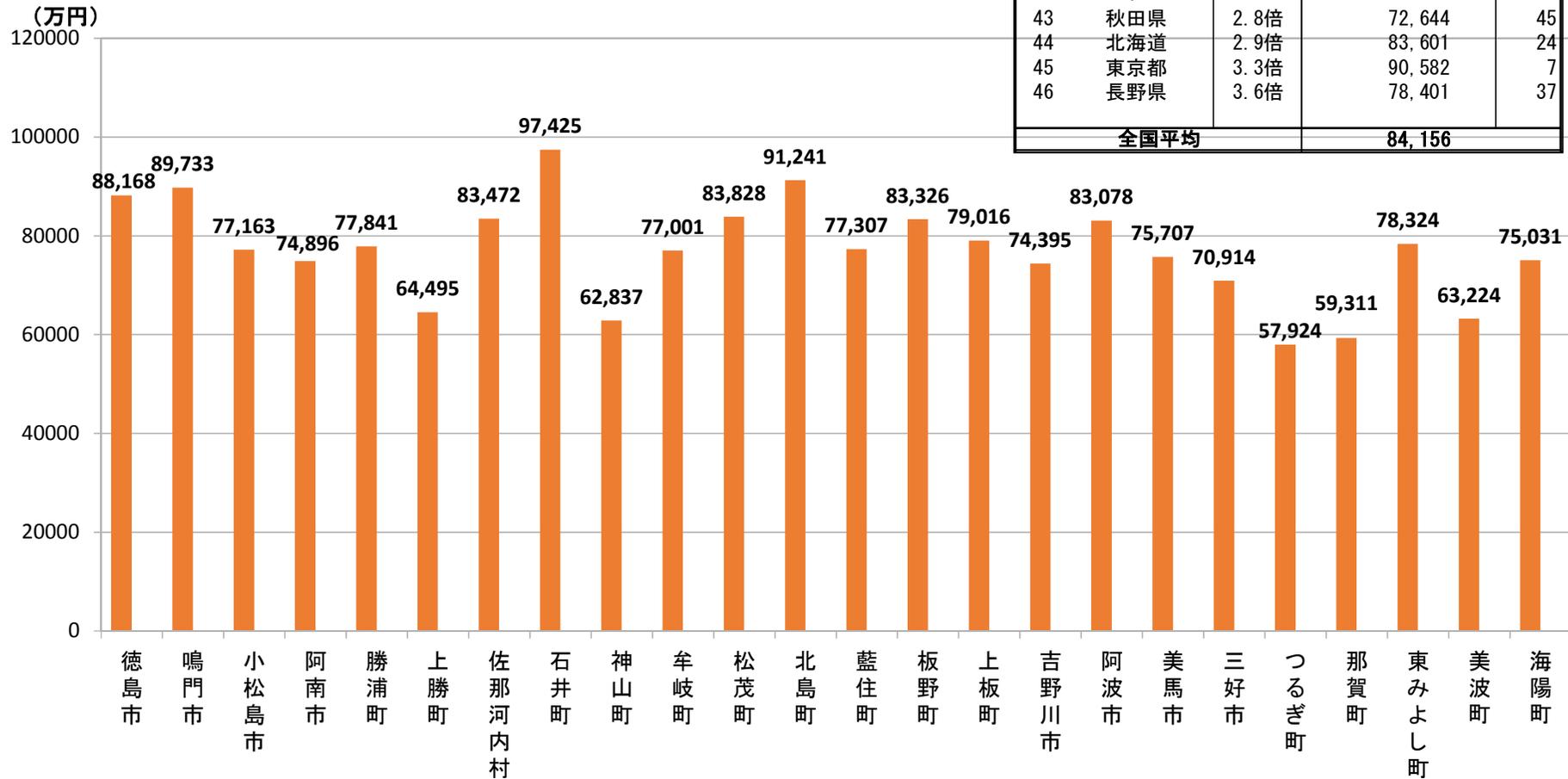
一人当たり所得の市町村間格差(平成26年)		格差	都道府県別一人当たり所得(万円)
1	福井県	1.2倍	58.6
2	大分県	1.3倍	42.3
3	富山県	1.4倍	59.2
4	栃木県	1.5倍	64.3
5	長崎県	1.5倍	45.2
22	<b>徳島県</b>	<b>1.9倍</b>	<b>42.4</b>
43	長野県	4.9倍	59.1
44	秋田県	5.0倍	42.4
45	福島県	5.7倍	60.0
46	兵庫県	8.0倍	58.9
47	北海道	22.4倍	57.8
全国平均			66.5



※資料：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

⑨ 一人当たり保険料(税)(平成27年度)

一人当たり保険料(税)の市町村間格差(平成27年度)			都道府県別一人当たり保険料(税)(円)	
		格差		順位
1	長崎県	1.3倍	76,291	42
2	鳥取県	1.3倍	78,554	36
3	富山県	1.4倍	86,639	15
4	兵庫県	1.4倍	82,135	26
5	岩手県	1.5倍	74,105	44
28	徳島県	1.7倍	82,013	27
43	秋田県	2.8倍	72,644	45
44	北海道	2.9倍	83,601	24
45	東京都	3.3倍	90,582	7
46	長野県	3.6倍	78,401	37
全国平均			84,156	



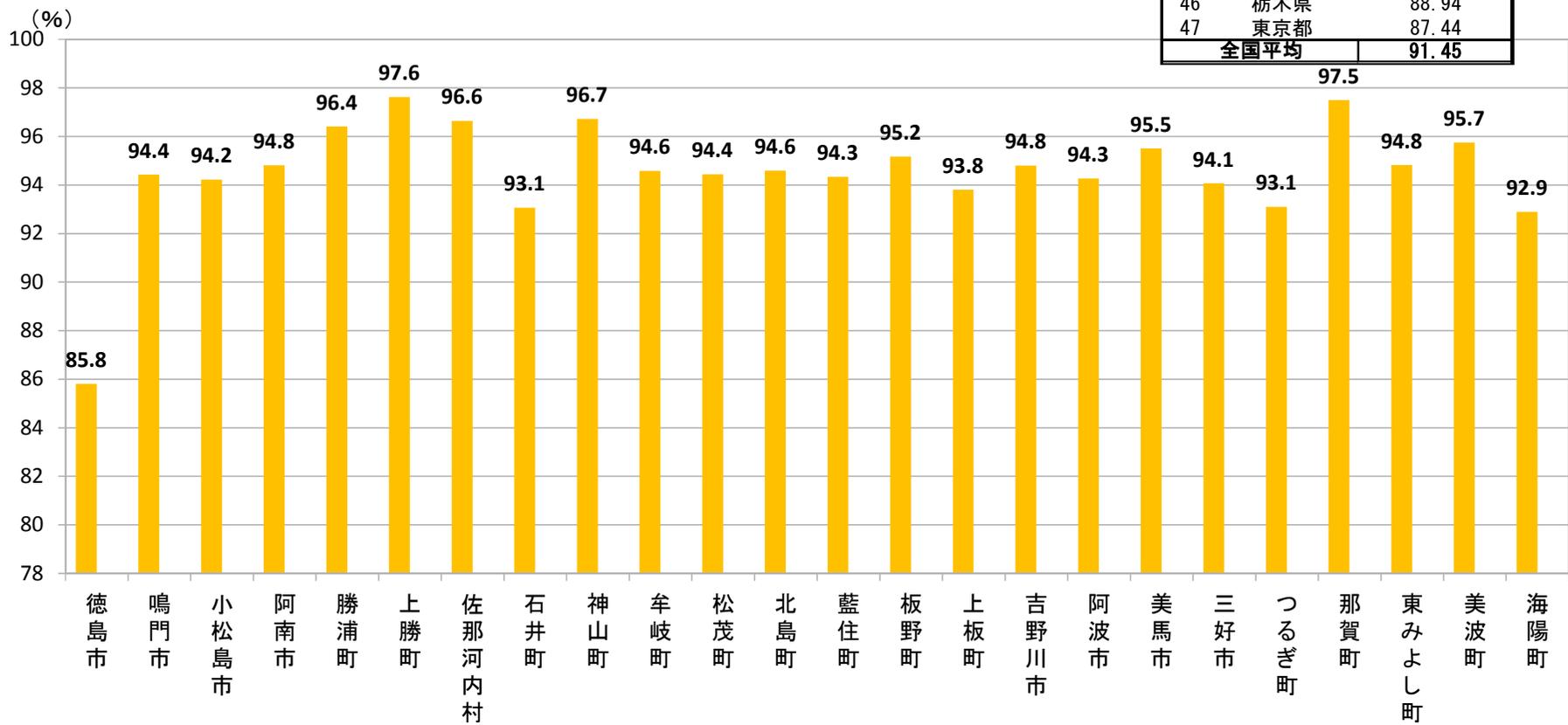
※資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

※保険料(税)額には介護納付金分を含んでいない。

※東日本大震災による保険料(税)減免で、一人当たり保険料(税)が小さくなっている保険者がある福島県を除く。

⑩ 収納率(平成27年度)

収納率(現年度分) (平成27年度) (%)		
1	島根県	95.49
2	佐賀県	94.97
3	富山県	94.64
4	長野県	94.31
5	滋賀県	94.12
<hr/>		
36	徳島県	91.55
<hr/>		
43	埼玉県	90.00
44	青森県	89.76
45	千葉県	89.53
46	栃木県	88.94
47	東京都	87.44
全国平均		91.45



※資料：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

# 徳島県における国保の財政状況の概要（平成26年度）

